


所管部課	福祉部健康課		部長	吉沢 寿子		
件名	東大和市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則について					
	区分	<input type="radio"/>	1 審議事項		2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市新型インフルエンザ等対策本部条例				
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年条例第18号）第5条の規定に基づき、東大和市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるため、規則を制定するものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策本部の本部員等の構成</li> <li>・会議の審議事項</li> <li>・部の名称、部長に充てる職及び分掌事務 等</li> </ul> <p>(2) 施行日</p> <p>公布の日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>対策本部に関し必要な事項を定めることにより、新型インフルエンザ等が発生した際の市の実施体制が整備される。</p>						
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>規則の制定に伴い、東大和市新型インフルエンザ対策本部設置要領（平成21年5月1日市長決裁）を廃止する。</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに制定手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。